



福岡医発第 2791 号 (地)
令和 3 年 1 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に
関する意見照会の周知について (お願い)

日頃より新型コロナウイルス感染症対策にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府は 1 月 22 日に新型コロナウイルス対策を強化するため、新たに罰則などを設ける新型インフルエンザ等対策特別措置法 (以下「特措法」と感染症法などの改正案を閣議決定しました。

特措法改正案では、緊急事態宣言の前段階として「まん延防止等重点措置」を新たに設け、事業者営業時間短縮などを要請し、正当な理由なく応じない場合には「命令」ができるとされ、命令に違反した事業者には、過料を規定する罰則が設けられました。

また、感染症法改正案では、病床を確保するため、医療機関などに感染者の受け入れを「勧告」できるよう国や知事の権限を強化し、勧告に従わない場合は機関名を「公表」できるとされています。さらに、入院を拒否したり入院先から逃げ出した感染者には、刑事罰として「1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金」、保健所の疫学調査に拒否や虚偽の申告をした場合も「50 万円以下の罰金」を設けるとされておりましたが、1 月 28 日の与野党協議において、刑事罰を行政罰の「過料」に修正することが合意されました。

本会では、今回の特措法及び感染症法の改正案の周知を行うとともに、懲役刑が導入されようとしたことなどに対して広く会員の皆様よりご意見をいただきたいと考えております。そのため、1 月 28 日開催の本会第 32 回全理事会において会員へ意見照会することを決定いたしました。

つきましては、回答期限が大変短く恐縮ですが、別紙の照会依頼を貴会会員へご周知いただきますよう、貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、本会ホームページ (<https://www.fukuoka.med.or.jp/>) から回答可能としております。また、本会のニュース配信サービスにおいても配信しておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

令和 3 年 1 月 29 日

会 員 各 位

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に
関する意見について（照会）

日頃より、本会事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府は 1 月 22 日に新型コロナウイルス対策を強化するため、新たに罰則などを設ける新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）と感染症法などの改正案を閣議決定しました。

特措法改正案では、緊急事態宣言の前段階として「まん延防止等重点措置」を新たに設け、事業者営業時間短縮などを要請し、正当な理由なく応じない場合には「命令」ができるとされ、命令に違反した事業者には、過料を規定する罰則が設けられました。

また、感染症法改正案では、病床を確保するため、医療機関などに感染者の受け入れを「勧告」できるよう国や知事の権限を強化し、勧告に従わない場合は機関名を「公表」できるとされています。さらに、入院を拒否したり入院先から逃げ出した感染者には、刑事罰として「1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金」、保健所の疫学調査に拒否や虚偽の申告をした場合も「50 万円以下の罰金」を設けるとされておりましたが、1 月 28 日の与野党協議において、刑事罰を行政罰の「過料」に修正することが合意されました。

本会では、今回の特措法及び感染症法の改正案の周知を行うとともに、懲役刑が導入されようとしたことなどに対して広く会員の皆様よりご意見をいただきたいと考えております。

つきましては、大変お忙しい中恐縮ですが、下記の回答方法により 2 月 10 日（水） までにご回答いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

○ 回答期限：令和 3 年 2 月 10 日（水） まで

○ 回答方法：右記 QR コードもしくは以下の URL からご回答ください。

（URL：<https://forms.gle/seJEfgsRQaUYVpcu6>）

※本会ホームページからも回答可能となっております。

（ホーム＞お知らせ＞会員の皆様 お知らせ一覧＞新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に関する意見について（照会））



新型インフルエンザ等対策特別措置法等 の一部を改正する法律案に関する意見に ついて（照会）

大変お忙しい中恐縮ですが、2月10日（水）までにご回答いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

*必須

1。 所属医師会 *

1つだけマークしてください。

- ☐ 北九州市門司区医師会
- ☐ 北九州市小倉医師会
- ☐ 北九州市八幡医師会
- ☐ 北九州市戸畑区医師会
- ☐ 北九州市若松区医師会
- ☐ 遠賀中間医師会
- ☐ 京都医師会
- ☐ 豊前築上医師会
- ☐ 福岡市医師会
- ☐ 筑紫医師会
- ☐ 糸島医師会
- ☐ 粕屋医師会
- ☐ 宗像医師会
- ☐ 九州大学医師会
- ☐ 福岡県庁医師会
- ☐ 直方鞍手医師会
- ☐ 田川医師会
- ☐ 飯塚医師会
- ☐ 久留米医師会
- ☐ 大牟田医師会
- ☐ 八女筑後医師会
- ☐ 朝倉医師会
- ☐ 小郡三井医師会
- ☐ 大川三潞医師会
- ☐ 柳川山門医師会
- ☐ 浮羽医師会

2。 年代 *

1つだけマークしてください。

- ☐ 20代
- ☐ 30代
- ☐ 40代
- ☐ 50代
- ☐ 60代
- ☐ 70代以上

3。 勤務形態 *

1つだけマークしてください。

- ☐ 開業医
- ☐ 勤務医
- ☐ その他: _____

4。 緊急時、医療関係者に協力を求められること、正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できることを規定すること *

1つだけマークしてください。

- ☐ 賛成
- ☐ 反対

- 5。 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型インフルエンザ等感染症の患者等が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合に罰則を科すること *

1 つだけマークしてください。

☐ 賛成

☐ 反対

- 6。 入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合に罰則を科すること *

1 つだけマークしてください。

☐ 賛成

☐ 反対

- 7。 「まん延防止等重点措置（※）」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定すること *

※「まん延防止等重点措置」とは、緊急事態宣言の前段階として、集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認める場合

1 つだけマークしてください。

☐ 賛成

☐ 反対

- 8。 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定すること *

1 つだけマークしてください。

☐ 賛成

☐ 反対

9。 今回の感染症法改正案で懲役刑が導入されようとしたこと *

1つだけマークしてください。

☐ 賛成

☐ 反対

ご協力ありがとうございました。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム